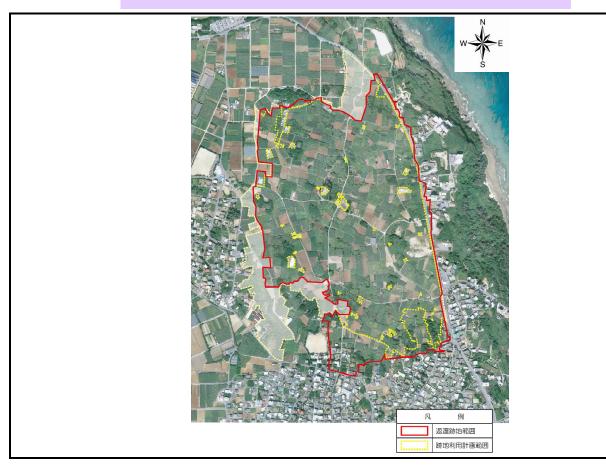
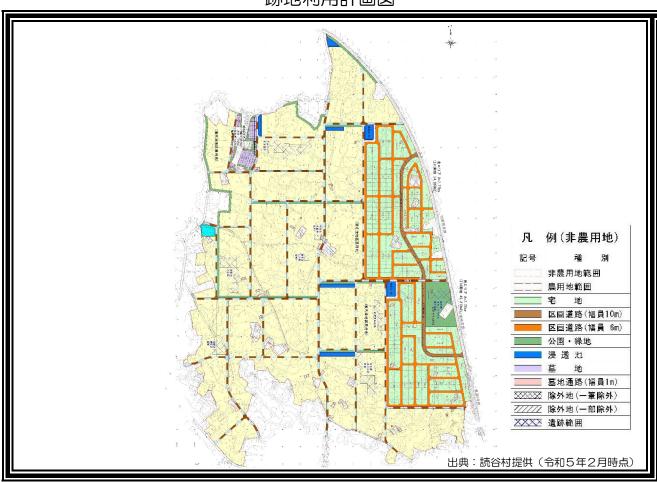
# 瀬名波通信施設



## 跡地利用計画図



### ■返還跡地の概要等

				□ 概	要	
面	積	61. 2ha		■内訳		
		国有地	3. 1ha	5. 1%	面積は概数	
		県有地	0ha	0%		
		市町村有地	0. 1ha	0. 2%		
		民有地	57. 9ha	94. 8%	(内訳は読谷村提供)	
所	在 地	読谷村 (字瀬名波、字宇座、字渡慶次)				
位置及び土地 の形状		位置:沖縄本島中部、読谷村の最先端である残波岬より南東約2km 土地の形状:ほぼ平坦な地形 (大部分が原野)				

	口沿革
昭 20	●軍事占領の継続として使用開始。
昭 24	●「海外放送情報サービス沖縄ステーション」を設置。
昭 47. 5.15	●「ボロー・ポイント射撃場」、「嘉手納第1サイト」、「ボロー・ポイント陸軍補助施設」 及び「読谷第1陸軍補助施設」が統合され、「ボロー・ポイント射撃場」として提供開始。
昭 49. 1.30	●第 15 回日米安全保障協議委員会において、一部(ボロー・ポイント射撃場南側部分)の無条件返還(約 184. 2ha)と一部(ボロー・ポイント射撃場の射撃場部分)の移設条件付返還(約 71. 1ha)を合意。
昭 52.10.6	●「ボロー・ポイント射撃場」から「瀬名波通信施設」に名称変更。
昭 53. 9.30	●施設管理権が陸軍から空軍に移管。
平 8.12.2	●SACO 最終報告において、移設条件付きで平成 12 年度末までを目途に返還を合意。(約61ha) ただし、マイクロ・ウェーブ塔部分(約0.1ha) は保持される。 ※移設条件:アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された後に返還。
平 14. 3. 1	●日米合同委員会において、移設条件付返還を合意。 ※移設条件:アンテナ施設等を含む通信システム等のトリイ通信施設への移設後に返還。
平 18. 9.30	●全面返還。
平 21. 4. 6	●沖縄振興特別措置法第 101 条第 1 項に基づき、「特定振興駐留軍用地跡地」に指定。

### ■跡地利用に係る取組状況等

### 口 跡地利用方針・計画

●平成 21 年度に「瀬名波通信施設跡地利用基本構想」を策定。

※公共施設整備や集落整備を含めた総合的な整備を促進し、個性豊かな田園空間の形成を図る。

### □ 事業段階

●瀬名波地区農振担い手育成畑総推進会が主体(読谷村農業推進課が支援)となり、土地改良事業で令和2年度に採択、令和3年度に事業計画が確定された。同時に瀬名波土地改良区の設立が認可された。(事業期間8年を予定)

※農用地部分に関しては、令和3年度に基本設計及び一部実施設計を実施。

#### 事業実施中

※非農用地部分(道路・インフラ等の整備)に関しては令和3年度に一括交付金で基本設計を実施。令和4年度に一括交付金で北エリアと墓地エリアの実施設計を実施。(事業期間については、事業化されていないため、未定)

※国事業名:農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業:畑地帯担い手育成型)

※県予算事業名:農地整備事業(補助金事業)